策　定：令和２年７月

危機管理対策マニュアル策定指針

【 共 通 編 】

はじめに

地震や風水害等の自然現象及び水質汚染事故、施設事故等の人為的な原因により災害が発生した場合、被災水道事業者等は、応急給水、応急復旧等の諸活動を計画的かつ効率的に実施することが求められる。災害時や事故時にこのような諸活動を迅速かつ的確に行うためには、各水道事業者等が規模・地域特性に応じた適正なマニュアルを事前に作成しておくことが不可欠である。

一方で、「危機管理対策マニュアル策定指針」策定当初から、10年余の歳月が経過し、その間に平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）や平成28年（2016年）熊本地震、平成27年９月関東・東北豪雨、平成28年１月の西日本一帯における寒波、平成30年７月豪雨などの大規模災害や施設事故を経験しており、今後も上記のような大規模災害等が発生する可能性が高く、水道事業者等は、より的確に対応することが求められる。

今回、上記の大規模災害等発生時の対応から顕在化した課題、知見等を反映することにより、更に実働的な危機管理対策マニュアルとするために改訂を行うこととした。

また、各種災害・事故等の危機管理対策マニュアル策定にあたり、効率的にその概要及び作成方法について理解を深めつつ、作業が可能となることを目的に、危機管理対策マニュアル策定指針類のうち、共通部分となる災害対策の基本条件の整理などをまとめた「危機管理対策マニュアル策定指針【共通編】」を新たに策定した。

今後とも本指針等を活用しつつ、地域の実情に応じた実働的な危機管理対策マニュアルが策定されることが重要である。

目 次

Ⅰ．危機管理対策マニュアルの概要と作成方法････････････････････････ Ⅰ-1

Ⅰ． 総論･････････････････････････････････････････････････････････ Ⅰ-1

1.1 目的･･････････････････････････････････････････････････････････ Ⅰ-1

1.2 本指針を活用するにあたっての留意事項･･････････････････････････ Ⅰ-2

1.3 用語の定義････････････････････････････････････････････････････ Ⅰ-2

1.4 危機管理対策マニュアルの構成･･････････････････････････････････ Ⅰ-5

1.5 想定災害・事故等･･････････････････････････････････････････････ Ⅰ-7

1.6 被害想定と応援依頼････････････････････････････････････････････ Ⅰ-8

1.7 教育・訓練の必要性････････････････････････････････････････････ Ⅰ-14